

令和3年5月31日(月)  
午後1時30分  
議会棟5階 第2委員会室

# 教育委員会定例会

## 議 案 書

傍 聴 人  
閱 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

## 報告事項

- 報告第14号 職員の分限処分について
- 報告第15号 市長からの意見聴取について
- 報告第16号 授業ライブ動画配信視聴により出席とする要件等について
- 報告第17号 寝屋川市立図書館の臨時休館について
- 報告第18号 留守家庭児童会保育料の特例について

## 議決事項

- 議案第23号 教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価実施方針について
- 議案第24号 寝屋川市社会教育委員の委嘱について
- 議案第25号 寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱について
- 議案第26号 (仮称) こども専用図書館の整備方針の策定について
- 議案第27号 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について

署名人

高須教育長

秋元委員

4月・5月教育委員会一般事務報告

(4月27日～5月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
4	28	水	4月市議会臨時会	委員会付託、委員長報告	市議会議場
			予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	市議会議場
	30	金	寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会	寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方について	Web開催
5	11	火	校長役員会	5月校長会案件について	総合教育研修センター
	12	水	5月市議会臨時会(第1日)	付議事件即決、役員改選	市議会議場
			予算決算常任委員会(文教生活分科会)	質疑(歳出)	議会棟5階 第2委員会室
			予算決算常任委員会(全体会)	質疑(歳入)、討論、採決	市議会議場
	14	金	5月市議会臨時会(第2日)	役員改選	市議会議場
			寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会	寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方について	総合教育研修センター
	17	月	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	24	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	28	金	寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会	寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方について	議会棟5階 第2委員会室
31	月	教育委員会5月定例会		議会棟5階 第2委員会室	

## 6月教育委員会行事計画書

(6月1日～6月30日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
6	2	水	校長役員会	6月校長会案件について	総合教育研修センター
			令和3年度第1回社会教育委員会会議	委嘱状交付式、令和3年度社会教育委員会事業計画について、その他	議会棟5階 第2委員会室
	8	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	14	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会6月定例会		議会棟5階 第2委員会室
	15	火	寝屋川市立学校施設目的外使用及び寝屋川市立学校体育施設の開放に係る実費徴収要綱の一部改正	市立中学校体育館の学校施設目的外使用について、ガス使用料を実費徴収することに伴う要綱の一部改正	—
	18	金	6月市議会定例会(第1日)	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	22	火	文教生活常任委員会	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	29	火	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	市議会議場
	30	月	6月市議会定例会(第2日)	一般質問	市議会議場

報告第14号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年5月31日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和3年5月31日まで休職を命ずる

令和3年5月1日

寝屋川市教育委員会

報告第15号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年5月31日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

専決処分報告(令和2年度寝屋川市一般会計補正予算(第15号))(教育委員会関係分)

1 歳入 歳入歳出補正予算事項別明細書

1.7 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 利子及び配当金	15,568	△ 11,303	4,265

区分	金額		説明
	千円	千円	
利子収入	△ 11,303		公園墓地管理基金利子収入 △ 264
			公共公益施設整備基金利子収入 △ 2,995
			交通遊児激励基金利子収入 △ 27
			福祉基金利子収入 △ 383
			教育振興基金利子収入 △ 13
			減債基金利子収入 △ 560
			緑化基金利子収入 △ 26
			財政調整基金利子収入 △ 6,480
			安全・安心なまちづくり対策基金利子収入 △ 189
			くらし・笑顔創生基金利子収入 △ 366

1.8 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
8 教育費寄附金	200	1,751	1,951

区分	金額		説明
	千円	千円	
教育振興寄附金	1,751		教育振興寄附金 1,751



2 歳 出

8 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
1 教育委員会 総務費	603,475	1,738	605,213	-	-	1,738	-
計	2,998,665	1,738	3,000,403	-	-	1,738	-

2 項 小学校費

1 学校管理費	990,102	0	990,102	-	52,000	-	△52,000
計	2,270,369	0	2,270,369	-	52,000	-	△52,000

3 項 中学校費

1 学校管理費	1,131,601	0	1,131,601	-	73,000	-	△73,000
計	1,911,376	0	1,911,376	-	73,000	-	△73,000

節・説明		事 業 概 要
区 分	金 額 千円	
24 積立金	1,738	[教育環境の整備・充実]
教育振興基金積立金	1,738	1 教育委員会事務局管理業務に要する経費 教育振興基金積立金の追加補正



令和3年度寝屋川市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）

2 歳 出

8 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国府支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 学校管理費	1,033,942	36,513	1,070,455	29,359	-	7,154	-
				国庫支出金			
計	1,976,103	36,513	2,012,616	29,359	-	7,154	-

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額 千円	
17 備品購入費	36,513	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕
校用器具費	36,513	1 学校園施設管理業務に要する経費 小学校夏季感染防止対策推進事業（備）
		36,513

3 項 中学校費

1 学校管理費	485,335	9,588	494,923	7,709	-	1,879	-
				国庫支出金			
計	1,128,241	9,588	1,137,829	7,709	-	1,879	-

17 備品購入費	9,588	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕
校用器具費	9,588	1 学校園施設管理業務に要する経費 中学校夏季感染防止対策推進事業（備）
		9,588

5 項 社会教育費

4 青少年教育費	96,250	55,103	151,353	44,306	-	10,797	-
				国庫支出金			
計	2,173,229	55,103	2,228,332	44,306	-	10,797	-

10 需用費	10	〔子どもを全力で守り抜く〕
一般消耗品費	10	1 青少年教育の充実に要する経費
11 役務費	93	大学生等支援給付金事業
郵便料	93	消 10 郵 93 補 55,000
18 負担金、補助及び交付金	55,000	
		55,103

報告第16号

授業ライブ動画配信視聴により出席とする要件等について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年5月31日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

## 授業ライブ動画配信視聴により出席とする要件等について

### 1. 出席の取り扱いについて

- ・コロナ禍等による心理的不安を含む不登校児童生徒が、その日の配信動画を視聴し、下記の「2. 出席とする要件」を満たした場合に出席とする。

### 2. 出席とする要件

- (1) 保護者と学校間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) ICT等を活用した学習活動とは、ICTや郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について十分に把握すること。
- (6) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記(3)のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

(令和元年 10 月 25 日 文部科学省 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」より)

報告第17号

寝屋川市立図書館の臨時休館について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年5月31日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

## 寝屋川市立図書館の臨時休館について

### 1 臨時休館の日程

図書館	休館期間
中央図書館臨時図書室	7月19日(月)～8月4日(水)
駅前図書館	7月1日(木)～8月1日(日)
東図書館	7月19日(月)～8月1日(日)
分室(東北・西北・西南・南)	7月19日(月)～8月10日(火)

※駅前図書館は、本の入替作業期間を含みます。

### 2 根拠法令

寝屋川市立図書館条例施行規則第3条及び寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例施行規則第4条

報告第18号

留守家庭児童会保育料の特例について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年5月31日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

## 留守家庭児童会保育料の特例について

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、留守家庭児童会の利用の自粛要請及び緊急事態宣言下における原則休会時の留守家庭児童会保育料を「寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例」及び「寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則」により、特例として、次のとおり定める。

### 1. 特例期間

令和3年4月21日（水）から令和3年5月5日（水）まで

なお、特例期間を延長する場合は、その終期までとし、今後、自粛要請等により新たな特例期間を定めた場合も同様の取扱いとする。

### 2. 特例の内容

- (1) 「利用自粛届」を提出した世帯は、提出日から特例期間の終了まで留守家庭児童会の利用を自粛する。
- (2) 保育料については、特例期間の属する月において、利用がない日数分を日割り計算により減額する。
- (3) 日割りの保育料は、月額保育料を年間の月平均開所日数（20日）で除した額とする。
- (4) 保育料の精算は、利用者からの請求に基づき行う。

### 【参考】保育料の額

区分	月額	日額
通常	7,000円	350円
減額	5,000円	250円
二子減額	3,500円	175円



議案第23号

教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について

別紙のとおり実施方針を定めるに当たり、教育委員会の議決を求める。

令和3年5月31日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和2年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書を作成するため。

# 教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価実施方針

## 1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成 20 年 4 月から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

その評価方法や報告書の様式、議会への報告方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することになっている。

参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一部抜粋）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 実施趣旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育に関する事務の点検・評価を行うものとする。

## 3 点検・評価の対象

『寝屋川市教育大綱実施計画』において定めた『「考える力」の確立』、『特色ある「寝屋川教育」の確立』の 2 つの視点を実現するための主な事業を点検・評価の対象とし、実施計画の進行管理を意識した取組とする。

#### 4 評価方法

点検・評価に当たっては、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、「教育改革重点取組」を構成する「構成取組」ごとの活動実績等进行分析し、教育改革重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すこととする。

また、客観性を確保するとともに、指導・助言をいただくため、学識経験者の知見を活用する。

※ 学識経験者： 大阪商業大学 的場 啓一 教授  
兵庫県立大学 竹内 和雄 准教授

#### 5 令和3年度のスケジュール（案）

- (1) 5月31日：教育委員会定例会で実施方針を決定
- (2) 6月上旬：学識経験者（2名）の決定
- (3) 8月26日：第1回 教育行政事務の点検及び評価に関する会議  
8月30日：第2回 教育行政事務の点検及び評価に関する会議
- (4) 9月下旬：教育委員会定例会で報告書を決定
- (5) 10月中旬：市議会に報告書の提出
- (6) 10月下旬：報告書を教育委員会のホームページに掲載

※ 8月26日及び30日に予定している会議については、新型コロナウイルスの感染状況により、会議を開催せずに教育委員及びアドバイザーから個別に意見聴取を行う場合があります。

議案第24号

寝屋川市社会教育委員の委嘱について

寝屋川市社会教育委員に関する条例第2条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市社会教育委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

令和3年5月31日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市社会教育委員（澤井啓士氏・宮崎浩太郎氏）の辞職に伴い、新委員を委嘱するため。

## 寝屋川市社会教育委員の委嘱について

### 1 委嘱及び任命委員数

学校教育関係者 2名

### 2 委嘱委員名

委員構成 (寝屋川市社会教育委員に関する条例第2条)		氏名	経歴等
第1号	学校教育関係者	ノムラ リエ 野村 理恵	寝屋川市立北小学校 校長
		クスノキ トモキ 楠 知樹	寝屋川市立第二中学校 校長

### 3 任期

前任者の残任期間

(委嘱日から令和4年5月31日まで)

議案第25号

寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱について

寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会規則第2条及び第3条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員に委嘱いたしたく、教育委員会の議決を求める。

令和3年5月31日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員（小田康德氏・大西正禮氏、北野裕子氏、尾崎安啓氏）の任期満了に伴い、引き続き委員に委嘱するため。

# 寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱について

## 1 委嘱委員数

学識経験者 4名

## 2 委嘱委員名

委員構成		氏名	経歴等
<small>(寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会規則第2条及び第3条)</small>			
第1項	学識経験を有する者	小田 康德	大阪電気通信大学名誉教授
第1項	学識経験を有する者	大西 正禮	社会福祉法人療育・自立センター理事長
第1項	学識経験を有する者	北野 裕子	龍谷大学講師（非常勤）、大阪樟蔭女子大学（非常勤）
第1項	学識経験を有する者	尾崎 安啓	大阪市史編纂所長

## 3 任期

令和3年6月1日から令和5年5月31日まで

議案第26号

(仮称) こども専用図書館の整備方針の策定について

(仮称) こども専用図書館の整備方針を策定するため、教育委員会の議決を求める。

令和3年5月31日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

(仮称) こども専用図書館の整備方針を策定するため。



(仮称) こども専用図書館整備方針 (案)

1 事業の概要

令和3年8月に(仮称)新中央図書館が開設することに伴い、既存の駅前図書館(キャレル)については、(仮称)新中央図書館との機能分担を図り、(仮称)こども専用図書館として整備する。

整備にあたっては、駅前の立地を活かした子育て支援に係る利便性の向上と機能充実を図るため、学びの場・憩いの場である駅前図書館に子育て支援機能を付加し、子育て世代のニーズに応じた施策を展開する施設とする。

2 図書館行政における市のビジョン

《第六次総合計画》(令和3年度～令和9年度)

多様な市民の読書ニーズに対応できる総合的な拠点として、世代ごとに異なる価値観やライフスタイル等に即した世代別・分野別の蔵書の充実を図るとともに、シルバー世代や障害者向けの拡大読書器や音声読書機の導入など、誰もが利用しやすい読書環境を整備する。

また、ICT化への取組など図書館機能の更なる充実を図り、効率的で効果的な図書館運営を行う。

《第3次子ども読書活動推進計画》(令和3年度～令和7年度)

本の魅力を通して、子どもと保護者が本と結びつき、安全で安心して、楽しく過ごせる空間を確保した施設として、市駅前に(仮称)こども専用図書館の整備を検討する。

3 (仮称)こども専用図書館のコンセプト

子どもの好奇心を引き出す空間に、子どもの探求心や想像力を養うことにつながる絵本など、子どもたちが読みたい、保護者が子どもに読んでほしいと思う図書が充実し、また、子育て支援機能も併せ持った子どもの学びと成長を支援する施設として整備する。

遊び心のあるインテリアが特徴的で、親子同士が交流できるスペースを設けるなど、親子や子どもを中心とした世代が、ゆっくりと過ごすことができ、明るくて居心地の良い、保護者も子どもも、また、行きたくなる空間を創出する。

#### 4 施設の概要

- ・構造規模 鉄骨鉄筋コンクリート構造、地上12階、地下2階
- ・延床面積 23,506㎡の内、整備範囲1,678㎡
- ・用途 図書館（子育て支援機能含む）  
（閲覧スペース、おはなし室、遊びの場（プレイルーム）、相談室、多目的室など）  
※市民ギャラリーは移転

#### 5 現状の面積概要 【キャレル（駅前図書館＋市民ギャラリー）】

##### 《全体》

寝屋川市専有部分	1,226㎡
共有部分	452㎡
合計	1,678㎡

##### 《駅前図書館、市民ギャラリー》

駅前図書館	閲覧スペース等	1,083㎡
	おはなし室	43㎡
	閉架書架	63㎡
	事務所・カウンター	85㎡
	通路・トイレ等	206㎡
	あかちゃんの駅	8㎡
ギャラリー		190㎡

#### 6 既存施設の活用

- ・コンセプトを踏まえた整備とする一方、活用できる備品等については可能な限り再利用する。
- ・共用部分については、全体の調和を踏まえた中で、最小限の整備とする。

#### 7 スケジュール

- ・令和3年6月 令和3年度補正予算（案）付議（工事設計業務委託費）
- ・令和4年3月 令和4年度当初予算（案）付議（工事請負費、備品等）
- ・令和4年7月 工事着工（～令和5年3月）
- ・令和5年5月 オープン予定

議案第27号

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条の2第3項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

令和3年5月31日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員（柘井政明氏）の解職に伴い、新委員を委嘱するため。

# 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について

## 1 委嘱委員数

学校関係者 1名

## 2 委嘱委員名

委員構成 (寝屋川市放課後子ども総合プラン運営 委員会規則第2条第2項)		氏名	経歴等
第3号	学校関係者	森 文子	寝屋川市立池田小学校 校長

## 3 任期

前任者の残任期間

(委嘱日から令和3年12月24日まで)